

日程第十一

議案第五十号

昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)

日程第十二

議案第五十一号

市道路線の認定について

日程第十三

議案第五十二号

市道路線の廃止について

日程第十四

議案第五十三号

福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第十五

議案第五十四号

福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第十六

議案第五十五号

福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第十七

議案第五十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十八

議案第五十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十九

議案第五十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十

議案第五十九号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十一

議案第六十号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十二

議案第六十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十三

議案第六十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十四

議案第六十三号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十五

議案第六十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十六

議案第六十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十七

議案第六十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十八

議案第六十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十九

議案第六十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十

議案第六十九号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十一

議案第七十号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十二

議案第七十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十三

議案第七十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十四

議案第七十三号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十五

議案第七十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十六

議案第七十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十七

議案第七十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十八

議案第七十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十九

議案第七十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第四十	議案第七十九号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十一	議案第八十号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十二	議案第八十一号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十三	議案第八十二号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十四	議案第八十三号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十五	議案第八十四号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十六	議案第八十五号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十七	議案第八十六号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十八	議案第八十七号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十九	議案第八十八号	福生市表彰条例に基づく一般表彰について

追加日程第一	議案第八十九号	議会の議員の昭和五十一年六月期期末手当の支給割合を定める条例
--------	---------	--------------------------------

追加日程第二	議案第九十号	福生市の一般職員の昭和五十一年六月期期末手当の支給割合を定める条例
--------	--------	-----------------------------------

午前十時 開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) この際 日程第一から日程第四までの四案を一括して上程いたします。

日程第一議案第四十号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二議案第四十一号 非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第三議案第四十二号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四議案第四十三号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上四案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水 求君登壇)

○秘書職員課長(高水 求君)

御指名がございましたので、ただいま上程されました四議案について、一括提案の趣旨並びに内容について御説明申し上げたいと思います。

去る一月二十三日、福生市長は特別職の報酬等審議会を設置いたしました。直ちに福生市議会議員並びに市長等常勤特別職の報酬額等の改定と実施時期について諮問いたしました次第でございます。

特別職等の報酬審議会は九人をもって編成されております。そして一月二十三日から足かけ四ヶ月、四月二十七日まで都合七回の審議会が開催され、最終の四月二十七日に報酬審議会から市長に対して答申が行われたわけでございます。その答申にのっとりまして、そのままと尊重いたしました。その額を今回改定しようとするに相なりまして、議案として提案した次第でございます。

前回の報酬並びに市長等の給与の改定は四十九年十一月一日にされております。その間、他市におかれましても改定され、あるいは一般職の職員の給与改定等が行われております。そういう中におきましても、審議会におきましては、非常に御案内のとおり経済の不況化、あるいは財政の硬直化、あるいは市民の日常生活の非常に苦しい中において、慎重にしかもかつ冷静に審議しようということを審議に入る前に確認をしております。

審議の内容につきまして若干触れてみますと、五十一年度の税収見込み等についても、過去の実績より非常に伸びが少なく、その上義務的経費が非常に増加し、財政の硬直化が目立っております。それから財政力指数もそう高い方ではなく、むしろ低い方である。そういう中で住民感情等も考慮し、慎重に審議してきたわけでございます。その間、他市の動向でございますけれども、二月末から三月に入りまして、立川市、東大和市、稲城市、あるいは武蔵村山市等におきましても報酬審議会を設置いたしました。特別職並びに議員さんの報酬に

ついでに審議が行われておりましたので、そういう動向を見きわめようということで、約三月一ヵ月間は他市の状況を見るために、会議は開かれませんでした。

三月の末になりました。そういった動向も見きわめまして、再度再開した中で、やはりこの際他市との状況、あるいは一般職、そういう関係から不均衡の是正と適正な水準への引き上げの必要があろうということでございました。財政事情もあり、又、不況下におきましては、この際改定は見送ったかどうかというごく少数の一部の意見もございました。しかし仮に見送ったとしても、早急に景気の回復が望めればともかくとして、まだ相当このままではいけないかという推移の中で、ここで見送った場合には、ますます格差が大きくなり、又、次回に一度に改定するということになりますれば、高額改定が行われなければバランスが保てないというような見地から、又、一度に高率改定はその時点においての財政需要が増大し、市民に対しましても理解がなかなか得られないのではないかというようなこともございました。物価指

数等も四十九年の十一月から比べれば一四％程度の増高を来しております。又、御案内のとおり、四十九年度の決算を見ましても、市民一人当たりの税収は二十四位というように、市民の税負担は少ないわけでございますけれども、建設的な投資的な経費にかけた経費は二十六市の中でも上位にランクされております。ということは市民には間接的に非常に還元も大きく、それはとりもなおさず議員各位の絶大なる協力と日ごろのたゆまざる努力とのたまものではないかという観点からいたしまして、今回はやはり小刻みであっても、特別職並びに議員さんの報酬並びに給与については引き上げることが適当であらうと、全会一致でそういう結論に達した次第でございます。

そういう中で、議員さんにおかれましては一律一万五千元引き上げまして、引き上げ率につきましては一〇・七五％、市長等におきましては一律一万九千円ということで平均五・八六％でございます。実施の時期については年度も経過いたしております関係もございます。五十二年四月一日から実施すべき加適当であらうということで答申をいたしました。

次第でございます。

それでは議案の方に移らせていただきます。

議案第四十号は議員さんの報酬等の改定でございますが、議長さんが従来十六万五千円でございますでしたが、九・九%の改定率で十八万円、副議長さんが十四万円が一・七%で十五万五千円、常任委員長さんが十三万円が一・五%で十四万五千円、議員さんが十二万五千円が一・二%で十四万円ということで、平均一・七五%で、実施の時期は四月一日から適用ということでございます。

議案第四十一号は議員さん以外の非常勤特別職の報酬でございますが、議員さんのアップ率にならしまして、行政委員さんのみについて一・七五%でございます。最高教育委員長さんの場合二万五千円でございますが、それを二万七千七百円、委員さんにおきましては一万八千八百円が二万八千円と二千円のアップでございます。以下これと全く同じ係数で農業委員会の委員さんまでを改定しようとするものでございます。後の日額等につきましては、他市に比べてまだ最高額になっております。

ので、そのまま据え置きということでございますが、農地課税審議会の委員さん、青少年問題協議会の委員さんにつきましては、いままでこの中に入っておりませんので、この際挿入させていただきたいということでございます。この分につきましても四月一日から適用させていただきたいというところでございます。

議案第四十二号でございますが、市長等の給与に関するものでございますけれども、市長が従来三十六万七千円ございましたが、これが五・一%で三十八万六千円、助役が三十一万九千円を三十三万八千円で五・九%、収入役が三十万六千円が三十二万五千円で六・二%、平均五・七五%でございます。これも四月一日から適用させていただきたいというところでございます。

議案第四十三号につきましては、教育長の給与でございますが、これも収入役と全く同じでございます。

以上四議案につきまして要する財政需要でございますが、これは同時に本日提出してございます予算書をらんになつていただければ

はおわかりかと思いますが、間接共済費等も含めまして総額約八百五十五万円というのが今回この改定に要する財政需要額でございます。以上、推駁でございますけれども、四議案について説明を申し上げた次第でございます。

よろしく慎重御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本四案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) この答申に当たりましては各市の均衡ということが大変問題とされておられるようですが、議長、市長、教育長について二十六市中どのくらいの順位になるのかお聞きします。

○秘書職員課長(高水 求君) このまま改定されたと仮定いたしますと市長は低い方から八番目でございます。あと助役、収入役の二役についてははっきりしたデータはございませんけれども、市長と大体同じでございます。議員さんは低い方から三番目になります。一番低いのが

が清瀬市、秋川市、その次に低いのが稲城市、その次が福生市、武蔵村山市、多摩市でございます。

○二十二番(末次性男君) 質疑ではないが、この際資料の提出方の要求をしたい。

ただいま関議員からも質疑がありましたように、議員と三役くらいついて二十六市で現在どういう状態かといったような資料をきょう当たりは当然机の上に置いてあるのかと思った。いますぐは間に合わないだろうから、なるべく早く出していただきたい。これは議長にお願いしますが、資料の提出の要求をいたしますので、ひとつ諮っていたいてよろしく願います。

○議長(貫井喜代次君) ただいま二十二番末次議員から、お聞きのように資料の提出について、議員と三役の二十六市の表をというようなお話しですか。

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議ないようでございますので、それでは

最終日に……

(発言する者多し)

暫時休憩いたします。

午前十時十八分

休憩

(資料配付)

午後一時

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○二番(松山 清君)

まず第一番目に基本問題であるが、審議委員会の答申について文章がお手元にあると思うが、それを読んでいただきたいと思う。

次に課長の説明の中で見送ったかどうかというような意見も出されたということであったが、この意見を持つていたのは何名ほどいたのか。それから、今回の値上げは四月にさかのぼって適用するということが出されておりますが、これによって市長の退職金へのね返りはどのくらいになるのか。

○秘書職員課長(高水 求君)

答申を読んでほしいということでごんざいますので、朗読させていただきます。

答申書

福生市長から昭和五十一年一月二十三日付をもって、市議会議員並びに市長等常勤特別職の報酬額等の改正と実施時期について諮問を受けた当審議会は、審議を行うに当たって、当然のことながら市民を代表する立場から、その責務の重要性を自覚すると同時に、終始公正な立場に立って審議していくことを基本姿勢として会議を進めてまいりました。

申し上げるまでもなく、驚くべき高度経済成長の道を歩んできたわが国は、昭和四十八年のオイルショック以来、国外の資源に依存しなければならなかった経済体質の弱さを暴露し、一転して今日のような低経済成長への道を余儀なくされ、経済の不況はこうした世界の様相が予測されています。これにより多くの地方自治体の運営は悪化し、程度の差こそあれ、財政の硬直化はますます進んでおります。こうし

た情勢下において、市の発展と住民福祉の向上のため、たゆまぬ努力を傾注されている市長、市議会議員並びに市政に携わる各位に対し、委員一同心から敬意を表する次第であります。

さて、諮問を受けた報酬額等の改定の必要性であります。現行額は昭和四十九年十一月一日に改正されたもので、その後、他市においても改定が行われており、又、当市の一般職員についても人事院勧告に準じて、昭和五十年四月一日から給与改定が実施されており、その結果、すでに特別職の給与を上回っている給与の支給を受けている職員もおります。したがってこれらを比較検討した場合、特別職等の報酬額等についても改定を行う必要もあると考えられます。

しかし冒頭にも申し上げましたように、今日のような不況の影響で地方自治体の財政はますます悪化し、企業は依然として業績の回復がみられ、国民生活は物価高の中で日を追って苦しさを増しているの、単に比較論のみで報酬額等の改定を行うことは、住民感情等を考慮するとき、必ずしも妥当とはいえず、このことはかえって

円滑な行政運営の妨げとなることも想定されるので、当審議会としても、決定事項が住民に理解されるような方向でより慎重に討議すべきであるというのが一致した意見であった。したがって今回はかつてない多くの資料と日程を要する中で、慎重かつ冷静な判断のもとに十分な審議を尽くしてまいりました。

なお、今回審議会の目標としては、期間を通して二つに区分することができると思う。一つは第一回から第三回までであり、

二つ目は第四回以降である。

まず第一回から第三回までの審議の内容の要旨としては、

一、昭和五十一年度の税収はほとんど増収が見込めない反面、義務的経費は増加し、財政の硬直化は深刻化している。

二、当市の財政力指数は都下二十六市の中で低位にある。

三、今後の行政運営を推進するため、特に住民感情を十分考慮する必要がある。

等々であった。しかし当審議会は、第三回の会議の開催と同時期

に、他市においても審議会を開催していることを重視し、約一月間会議を休会し、この間他市の動向を見た上で審議会を再開し、改定の是非について結論を出すことにした。

この結果、再開した審議会では、再開前の考え方を前提としながらも、次のような点も考慮の対象にしなければならぬという各委員よりの意見があった。

一、不均衡の是正、報酬の適正水準への引き上げの必要性は認めるが、現下の情勢から今回の改定案は見送るべきであるとの意見もあったが、改定を見送り、近い時期に審議会を開催した場合、その時点での景気の回復は望めないと思われるので、今回と同じケースが想定される。

二、今回の改定を見送った場合、他市あるいは一般職員との格差がさらに増大するものと思われる。その格差を縮小しようとするそのときが不況であっても、高額改定を行わなければならないことが想定され、その場合一度に多くの財政需要が、必要となると市民の理解を

得ることができるかどうかがきわめて疑問である。

三、すでに一般職員との比較で、特別職等の給与は一般職の給与を下回っている。

四、昭和四十九年十一月以降の東京都区部の消費者物価指数は四〇程度上昇している。

五、現下の厳しい財政状況の中で常に住民福祉の向上、あるいは調和のとれた住みよいまちづくりのため、補助金、交付金等の財源確保に努力され、たとえば昭和四十九年度決算を見れば、住民一人当たりの税収では都下二十六市中二十四位であるのに対し、投資的経費においては二位という実績を見ても理解できるとおり、住民の少ない負担で多くの福祉を還元する等、非常に努力されている。

六、諸般の情勢を考慮し、小刻みな引き上げであってもこの際改定した方がよい。
等々であった。

当審議会としては、以上の考え方を調整しつつ、慎重審議